



いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為です。

未然防止の取組

- ・好ましい人間関係が保たれ、子ども一人一人が自分の居場所を感じる学級づくりをすすめます。(自己有用感や自己肯定感の育成)
- ・のびのびと安心して学べる環境をつくります。互いの考えを認め合い、学び合う学習のよさを実感できるよう、学習指導を充実させます。
- ・縦割り活動を推進し、思いやり、あこがれ、認め合う気持ちを育てます。
- ・道徳の授業、情報モラルの指導、学級活動や特別活動など様々な活動と指導の機会を、豊かな心の育成や互いに認め合う気持ちを育てます。
- ・いじめ防止に関連ある校内研修を計画し、子ども理解やいじめ対応、教育相談などについて教職員の資質向上に努めます。
- ・子どもを見守る協力関係の構築を進めます。地域や保護者への情報発信、協力依頼などを通して、いじめ防止に向けた啓発と連携を図ります。
- ・インターネット上のいじめ防止に関わる指導を行うとともに、その効果を高めるよう家庭や地域と連携します。また、「小中一貫した教育」のパートナー校との連携を図ります。

いじめに対する基本姿勢

いじめは「しない・させない・許さない」

早期発見の取組

- ・日頃から温かな関係性づくりに努め、子どもが相談しやすい環境をつくります。
- ・子どもへのアンケート調査を行い、いじめの兆候を見逃さないようにします。
- ・アンケート調査後には全ての子どもと面談を行い、保護者と情報を共有し連携を深めます。
- ・また、アンケート調査後はいじめ防止対策委員会にて結果や面談等の内容について検討します。
- ・直接にあるいは「はなしたいボタン」(年間通しての相談体制)などを含め、子どもから相談を受けたときは、直ちに関係職員と情報を共有して対応を検討します。また、いじめやいじめの疑いのある場合はいじめに関する取組を実施します。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を活用し相談体制の充実を図ります。

いじめに関する取組

- ・いじめやいじめの疑いの発見・報告があった場合は、いじめ防止対策委員会で指導や対応の協議と決定を行います。
- ・いじめ防止対策委員会は校長の監督の下、次の構成員で組織的に対応します。
構成員〔校長・教頭・教務主任・担任外教諭・該当学年担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等〕(構成員全員がそろわない場合でも出席可能な構成員で行います)
- ・会議では必要に応じて弁護士、医師、警察官関係者、教育学者などの専門家等や地域の関係者等も構成員とします。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる懸念がある事案は、速やかに教育委員会に報告し連携を図ります。
- ・いじめられている子どもに対する心のケア、安全の確保を行うとともに、いじめている子どもに対する指導を行い、事実関係を保護者と速やかに共有し、再発防止に向けての協力を要請します。また、子どもと保護者の了承のもと、いじめに関わる子どもへの指導と再発防止のための指導を行います。
- ・子どもの命や安全を守ることを最優先に、状況に応じて警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合があります。
- ・次の学年や学校に引き継ぎ、指導や支援につなげます。

「いじめ防止対策委員会」〔構成員等右記〕

- ・会議の開催 … 月1回の定例会議及び子どもへのアンケート調査の実施後に行います。また、いじめの発見・報告時には速やかに対応するため会議を行います。
- ・いじめの認知及び解消については、教職員個人にゆだねず当該組織で判断します。
- ・指導や対応等の協議と決定、認知件数や状況等の確認を行います。

取組についての検証と見直し

- ・教職員、保護者を対象に、いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ防止対策委員会で取組内容についての検討と見直しを行います。
- ・学校評価については当該年度末までに学校ホームページに掲載し、掲載している「いじめ防止等の基本方針」とともに、保護者や地域に向けて内容をお知らせします。

再発防止の対応

- ・いじめの解消については、国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、いじめられた子ども及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないか継続的に確認します。
- ・いじめた子どもの保護者に対しても学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。
- ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、いじめられた子ども及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会にて行います。